

私立学校等の設置等認可に係る事務手続きについて

平成 12 年 3 月 15 日総務部長決定

平成 17 年 3 月 29 日一部改正

平成 19 年 3 月 30 日一部改正

平成 22 年 4 月 1 日一部改正

平成 26 年 4 月 16 日一部改正

1 設置認可等計画書について

(1) 設置認可等計画書（以下「計画書」という。）の提出を求める事項は、次のとおりとする。

ア 私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校（以下「私立学校等」という。）の設置

イ 私立学校等の課程・学科の設置及び目的の変更。ただし、施設の増改築を伴わないものを除く。

ウ 私立学校等の収容定員の増員に係る学則の変更。ただし、私立高等学校の通信制の課程に係るもの及び施設の増改築を伴わない私立学校等の収容定員に係るものを除く。

(2) 計画書は、設置又は変更の認可を受けようとする年度（以下「設置等予定年度」という。）の前々年度の 9 月 30 日までに、関係の総合振興局長又は振興局長を経由して知事に提出するものとする。

(3) 計画書は、別記様式第 1 から第 3 によるものとする。

2 設置認可等申請書について

設置認可等申請書（以下「申請書」という。）の提出期日は、次の各号に掲げる申請書の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

ア 北海道公私立高等学校協議会における検討結果に基づき私立高等学校の収容定員の増減を行う場合の学則変更に係る申請書

設置等予定年度の前年度の 12 月 28 日まで

イ 私立高等学校の通信制の課程の収容定員の増減及び通信教育を行う区域の変更等を行う場合の学則変更に係る申請書

設置等予定年度の前年度の 7 月 31 日まで

ウ ア及びイ以外の申請書

設置等予定年度の前年度の 9 月 30 日まで

附則

1 この取扱いは、計画書については、平成 14 年 4 月以降、申請書については平成 13 年 4 月以降に設置又は変更の認可を受けようとするものから適用する。

附則

1 この取扱いは、計画書については、平成 19 年 4 月以降、申請書については、平成 18 年 4 月以降に設置等を行おうとするものから適用する。

附則

1 この取扱いは、平成 27 年 4 月以降に設置等を行おうとするものから適用する。